

1 事業名

所沢市民文化センター改修事業契約締結についての一部変更についての一部変更

2 事業の概要

所沢市民文化センター改修事業については、平成 30 年 7 月に事業者と原契約を締結し、P F I 手法により設計・改修、開館準備、その後 10 年間の維持管理等を包括的に実施している。

本事業は、改修工事完了時の基準金利の低下に伴い、契約金額の減額を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、基準金利の確定に伴い変更契約を締結している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基準計画との整合性

地方自治法、地方自治法施行令、所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、所沢市公共施設等総合管理計画、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）、建築基準法

6 事業費及びその財源等

(事業費) 所沢市民文化センター改修事業（平成 30 年度～令和 11 年度）

事業費総額 7,810,278,321 円

(財 源) 地方債 3,987,200,000 円

一般財源 3,823,078,321 円

7 その他

添付資料

- ・所沢市民文化センター改修事業変更契約概要

所沢市民文化センター改修事業変更契約概要

- 1 事業名 所沢市民文化センター改修事業
- 2 事業場所 所沢市並木一丁目9番地の1
- 3 既決契約金額 7,819,572,501円
- 4 変更後契約金額 7,810,278,321円
- 5 契約減額金額 9,294,180円
- 6 変更の理由 改修工事完了時の基準金利の低下に伴い、契約金額を変更する必要が生じたため
- 7 仮契約日 令和2年2月7日
- 8 契約の相手方 所沢市くすのき台一丁目11番地の1
所沢サスティナブルサービス株式会社
代表取締役社長 水野高志